

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第21条に基づく 女性の職業選択に資する情報の公表（令和8年6月公表）

特定事業主名：日高川町

《職業生活における機会の提供に関する実績》

（1）採用試験の受験者の総数及び採用した職員に占める女性職員の割合

※府令第6条第1項第1号イ及びロ

	令和6年		令和7年		令和8年	
	受験者	採用者	受験者	採用者	受験者	採用者
一般行政職	50.0%	100%	50%	50%	21%	0%
技術職	-	-	0%	0%	-	-
資格免許職	100%	100%	100%	100%	75%	67%

※各年4月1日現在

（2）管理的地位にある職員に占める女性職員の割合

※府令第6条第1項第1号ニ

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
28.99%	30.00%	28.77%	27.27%	25.00%

※各年4月1日現在

（3）各役職段階にある職員に占める女性職員の割合

	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
部長級	-	-	-	-	-
次長級	-	-	-	-	-
課長級	20.00%	30.43%	27%	30.00%	6.67%
課長補佐級	32.65%	29.79%	29.79%	29.79%	32.26%
係長級	53.19%	48.00%	55.77%	60.47%	63.41%

※各年4月1日現在

(4) 職員の給与の男女の差異

※府令第6条第1項第1号ト

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	90.93%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	105.06%
全職員	82.06%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	—
本庁課長相当職	95.84%
本庁課長補佐相当職	99.42%
本庁係長相当職	100.91%

勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
35年以上	103.07%
30年以上～35年未満	94.84%
25年以上～30年未満	89.62%
20年以上～25年未満	93.69%
15年以上～20年未満	90.23%
10年以上～15年未満	104.52%
5年以上～10年未満	87.67%
1年以上～5年未満	87.06%

【説明欄】

・職員区分においては、制度上男女間での給与の差異はない。

・相対的に男性職員の時間外勤務時間が多く超過勤務手当が多いことや、住居手当や扶養手当等の手当が多いことから男性職員の方が給与が多くなっている。

・管理職割合は、課長級での女性割合が6.67%、課長補佐級で32.26%となり管理職での男性割合が高くなっている。しかしながら、非管理職である係長職の女性割合については、近年上昇傾向にあり63.41%となっている。職員に占める女性割合も高くなっていることから今後、管理職割合も高くなっていくことが予想される。

《職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績》

(1) 退職した職員の割合の男女の差

※府令第6条第2項第1号イ

	令和5年	令和6年	令和7年
男性離職率	1.08%	—	2.30%
女性離職率	2.82%	1.41%	8.45%

(2) 男女別の育児休業取得率

※府令第6条第2項第1号ロ

	令和5年	令和6年	令和7年
男性	0%	33.33%	75%
女性	100%	100%	100%

(3) 男性職員の配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇取得率

※府令第6条第2項第1号ハ

	令和5年	令和6年	令和7年
配偶者出産休暇	66.67%	100.00%	100%
育児参加の為の休暇取得率	0%	0%	0%

(4) 管理職以外の一月当たりの平均超過勤務時間及び超過勤務の上限を超えて命じられた職員数

※府令第6条第2項第1号ホ

	令和5年	令和6年	令和7年
平均超過勤務時間	5.07時間	3.3時間	4.1時間
超過勤務の上限を超えて命じられた職員数	7人	5人	4人

(5) 職員の年次休暇の取得日数の状況（令和4年1月～令和4年12月）

※府令第6条第2項第1号ホ

	令和4年	令和5年	令和6年
	9.8日／年	10.3日／年	10.4日／年